



軽自動車等の

変更手続きを忘れずに

軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および2輪の小型自動車に対して、4月1日現在の所有者に課税されます。

軽自動車等の所有者で次のような場合は、手続きが必要になりますのでお早めにお願います。

- ①車両の置場が茂原市でなくなったとき
- ②他人へ車両を譲渡したとき
- ③車両を廃棄または解体したとき

※原動機付自転車等をリサイクル業者等に依頼して処分する際は、ナンバープレート（茂原市で交付されたもの）を取り外し、廃車等の手続きを行ってから、引き渡してください。手続きを行わないと、納税義務はなくなりません。

④車両を盗難されたとき（警察署への盗難届けが必要です）

⑤所有者が死亡されたとき

また、小型特殊自動車（コンバイン、トラクター、フォークリフトなど）は、公道上の走行の有無にかかわらず、所有していれば課税対象となりますので、登録の手続きをしてください。

種別等		手続きをするところ
茂原市ナンバー	原動機付自転車 小型特殊自動車	市市民税課 ☎(20) 1577 または在住市町村役場の担当課
上記以外のナンバー (袖ヶ浦) (千葉)	軽自動車 (3輪、4輪乗用・貨物)	軽自動車検査協会千葉事務所 袖ヶ浦支所 ☎0438 (63) 2844 または管轄事務所
	軽自動車 (2輪) 2輪の小型自動車	千葉運輸支局 袖ヶ浦自動車検査登録事務所 ☎050 (5540) 2025 または管轄事務所

◆「モバリん」ナンバーを知っていますか？



市では、広く「茂原市」をPRするため、茂原市マスコットキャラクター「モバリん」の入ったご当地ナンバー（原動機付自転車）を製作し、限定交付をしています。

新規登録のほか、現在使用中のプレートとの交換も無料で行うことができます。

この機会にぜひ「モバリん」ナンバーで走ってみませんか？

お問い合わせは、

市市民税課（2階）

☎(20) 1577、FAX(20) 1609へ。

第22回もばらふるさと塾 「農業・農村交流体験ツアー」

- 日時 3月7日(金) 9時～15時
- 集合 中央公民館前 9時
- 内容 葉物野菜、いちご農家の見学・収穫体験、郷土料理の紹介
- 対象 市内在住の方
- 定員 30人※定員になり次第締切
- 参加費 2,000円（昼食代含む）
- 申込期間 2月17日(月)～28日(金)
- 申込方法 電話・FAX
- 主催 茂原市農業活性化推進協議会



お問い合わせは、市農政課（6階）
☎(20) 1526、FAX(20) 1604へ。

ご厚意ありがとうございました 茂原市台風災害義援金

台風26号の災害に対しまして、市内をはじめ全国各地の多くの皆さまから、義援金として温かいご厚意をいただきました。

この義援金は、茂原市災害義援金配分委員会において配分対象世帯等を決定し、お配りします。

《寄せられた義援金》

総額 10,183,648円

お問い合わせは、市会計課（2階）
☎(20) 1576、FAX(20) 1609へ。